

○福岡県警察術科訓練規程

平成22年3月24日

福岡県警察本部訓令第6号

改正 平成24年本部訓令第3号

平成28年本部訓令第9号

平成31年本部訓令第9号

令和3年本部訓令第5号

福岡県警察術科訓練規程を次のように定める。

福岡県警察術科訓練規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、警察官に対する術科訓練について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「術科訓練」とは、柔道、剣道、逮捕術、拳銃及び救急法の訓練をいう。

(令3本部訓令5・本条一部改正)

(術科訓練への参加)

第3条 警察官は、気力及び体力の錬成並びに職務執行に必要な術科技能の向上を図るため、真摯な態度で意欲的に術科訓練に参加するよう努めなければならない。

2 幹部（巡査部長以上の階級にある警察官をいう。）は、自ら積極的に術科訓練に参加して部下警察官の参加意欲の向上を図り、術科訓練の活性化に努めなければならない。

(術科訓練総括責任者)

第4条 福岡県警察本部（以下「本部」という。）に、術科訓練総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 術科訓練総括責任者は、術科訓練に関する事務を総括する。

3 術科訓練総括責任者は、術科訓練の活性化に対する取組が低調な所属（以下「術科訓練低調所属」という。）における術科訓練の推進を図るため、次条第1項の術科訓練総括副責任者及び第6条第1項の術科訓練責任者（警務部教養課長を除く。次条第2項において同じ。）に対して必要な措置を講ずるように命ずるものとする。

(術科訓練総括副責任者)

第5条 本部に、術科訓練総括副責任者を置き、警務部教養課長をもって充てる。

2 術科訓練総括副責任者は、術科訓練総括責任者を補佐するとともに、次条第1項の術科訓練責任者と密接な連絡を保ち、所属における術科訓練の計画、実施その他の事項に関する総合的な調整を図り、適正かつ効果的な術科訓練の推進に努めなければならない。

3 術科訓練総括副責任者は、各所属の術科訓練実施状況を確実に把握し、術科訓練総括責任者の命を受け、術科訓練低調所属に対して特別の術科訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(術科訓練責任者)

第6条 所属に、術科訓練責任者を置き、所属長をもって充てる。ただし、所属長が警察行政職員である場合は、拳銃を除く術科訓練責任者は当該所属長とし、拳銃の術科訓練責任者は当該所属の警視の階級にある警察官（当該警察官の配置がない場合にあつては、当該所属の警部の階級にある警察官）のうちから所属長が指定するものとする。

2 術科訓練責任者は、所属の警察官（以下「所属警察官」という。）の術科訓練を効果的かつ効率的に実施しなければならない。

3 術科訓練責任者は、術科訓練総括副責任者に所属警察官の術科訓練の出席状況等を術科訓練総括副責任者が別に定める方法により通知するものとする。

4 術科訓練責任者は、所属警察官のうち、術科訓練についての取組が低調な者（以下「術科訓練低調者」という。）に対する術科訓練の推進を図るため、次条第1項の術科訓練副責任者に対して補完訓練の実施その他の必要な措置を講ずるように命ずるものとする。

(平31本部訓令9・令3本部訓令5・本条一部改正)

(術科訓練副責任者)

第7条 所属に、術科訓練副責任者を置き、次の表に掲げる者をもって充てる。ただし、次席が警察行政職員である場合は、拳銃を除く術科訓練副責任者は当該次席とし、拳銃の術科訓練副責任者は、当該所属の警部の階級にある警察官（当該警察官の配置がない場合にあつては、当該所属の警部補の階級にある警察官）のうちから所属長が指定するものとする。

所属	術科訓練副責任者
警察本部の課、警務部監察官室及び刑事部科学捜査研究所並びに福岡市警察部庶務課	次席
部の附置機関（刑事部科学捜査研究所を除く。）及び北九州市警察部機動警察隊	副隊長
警察学校	副校長

- 2 術科訓練副責任者は、術科訓練責任者を補佐し、所属における術科訓練の適確な実施及び推進に努めなければならない。
- 3 術科訓練副責任者は、別に定める術科訓練実施基準により所属の実情を勘案した術科訓練の計画（以下「術科訓練計画」という。）を策定し、反復的かつ継続的な術科訓練の実施に努めなければならない。
- 4 術科訓練副責任者は、所属警察官の術科訓練への参加状況を把握し、術科訓練責任者の命を受け、術科訓練低調者に対する確実な術科訓練の実施に努めなければならない。

（平 2 4 本部訓令 3 ・ 平 3 1 本部訓令 9 ・ 令 3 本部訓令 5 ・ 本条一部改正）

（術科訓練補助者）

第 8 条 術科訓練副責任者は、術科訓練責任者の承認を得て、警部以下の階級にある警察官のうちから若干人を術科訓練補助者に指定することができる。

- 2 術科訓練補助者は、術科訓練副責任者が術科訓練の実施に関して指示した事務を行うものとする。

（首席師範等）

第 9 条 首席師範等（福岡県警察の組織に関する訓令（平成 2 8 年福岡県警察本部訓令第 8 号）別表第 2 に規定する首席師範、師範及び教師をいう。第 1 1 条において同じ。）は、術科訓練の企画及び指導内容について調整を図り、警察官の術科技能の向上に努めなければならない。

（平 2 8 本部訓令 9 ・ 本条一部改正）

（術科指導員）

第 1 0 条 術科訓練における所属の術科指導員の任務については、福岡県警察術科指導員に関する規程（平成 7 年福岡県警察本部訓令第 2 0 号）の定めるところによる。

（巡回指導）

第 1 1 条 首席師範等は、術科訓練計画により、巡回指導を実施するものとする。

- 2 術科訓練責任者は、より効果的な術科訓練を推進するため、首席師範等の積極的な招へいに努めなければならない。

（通常訓練）

第 1 2 条 術科訓練総括責任者は、本部の所属（交通部運転免許試験課及び部の附置機関（刑事部科学捜査研究所を除く。）を除く。次項において同じ。）における術科訓練日を定めて、柔道、剣道及び逮捕術の通常訓練を実施しなければならない。

- 2 術科訓練責任者（本部の所属の術科訓練責任者を除く。）は、所属における術科訓練日を定

めて、柔道、剣道及び逮捕術の通常訓練を実施しなければならない。

3 拳銃及び救急法の通常訓練については、別に定める。

(令3本部訓令5・本条一部改正)

(強化訓練)

第13条 術科訓練総括責任者及び術科訓練責任者は、特別な事情がある場合を除き、術科訓練総括責任者が別に定める期間に柔道、剣道及び逮捕術の強化訓練を実施しなければならない。

(術科訓練の免除)

第14条 術科訓練責任者は、術科訓練に参加することに支障があると認める者については術科訓練を免除することができる。

(安全管理)

第15条 術科訓練の安全管理については、術科訓練安全管理要綱の制定について（昭和50年福警教内訓第1号）の定めるところによる。

(運用細則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(福岡県警察柔剣道訓練規範の廃止)

2 福岡県警察柔剣道訓練規範（昭和30年福岡県警察本部訓令第10号）は、廃止する。

附 則（平成24年2月28日福岡県警察本部訓令第3号）抄

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日福岡県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日福岡県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月22日福岡県警察本部訓令第5号）

この訓令中第2条の規定は令和3年2月26日から、その他の規定は同年3月23日から施行する。